



栃木基署発0525第1号

平成29年5月25日

一般社団法人栃木労働基準協会長 殿

栃木労働基準監督署長



「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働災害防止団体などとともに、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、平成29年4月を準備期間、5月から9月までを実施期間とする「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を新たに実施します。

職場における熱中症は、全国的には猛暑だった平成22年以降400人から500人で推移しており、減少傾向がみられません。

また、死亡者数は、多い年は全国で30人を超え、平成24年から28年までの5年間において全国で100人を超えています。

職場における熱中症を予防するためには、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけではなく、事業場として、予防管理者の選任など管理体制を確立することが必要です。

また、WBGT値（暑さ指数）を測定し、その結果に基づき、熱への順化期間の確保、作業場所のWBGT値の低減、休憩時間の確保、熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者への配慮などの対策を確実に講じていくことも必要です。

本キャンペーンでは、別添の実施要項による取組の促進を図ることとしていますので、貴職におかれましても、本キャンペーンを通じ、傘下の会員事業者に対して、職場における熱中症予防対策の徹底について周知をいただきたく要請いたします。

